令和８年（フ）第８３号
福島県会津若松市五月町１番地　県営住宅４棟３号
債務者　小柴万里子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１２２４号
東京都多摩市一ノ宮２丁目19番地の17パレットハウス201
債務者　竹内奈那子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２７０号
東京都三鷹市下連雀６丁目６番17号シャトーアゼリア202
債務者　荒深　琴奈
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２５１号
静岡県三島市谷田（御門）504番地の１　井ノ上ハイツ202、前住所静岡県三島市竹倉272番地の16
債務者　鈴木　香織
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２８５号
静岡県裾野市岩波43番地　ロイヤルグレイス105、前住所静岡県静岡市清水区蒲原新田一丁目２番１号
債務者　杉山　良幸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１８号
和歌山県御坊市湯川町財部45番地11、前住所大阪府豊中市利倉３丁目６番15号　201号
債務者　米村　理恵
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

令和８年（フ）第４８３号
栃木県宇都宮市滝の原１丁目２番11号
債務者　景山さおり（旧姓大橋）
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５００号
栃木県鹿沼市坂田山３丁目274番地
債務者　相島　孝敬
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５０７号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁274番地５グループホームゆめイロ２Ｆ、前住所栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲2206番地１
債務者　田中恵美子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５１０号
栃木県塩谷郡高根沢町大字石末145番地５
債務者　滝川　治夫
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１１０８号
千葉市稲毛区作草部１丁目20番２棟102号
債務者　豊巻佳代子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１４号
千葉県市原市姉崎2506番地４　グリーンフォレスト天神Ｉ―103
債務者　河本　繭子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１８号
千葉市中央区祐光４丁目６番９号　ＡＡＬｉｉ304号
債務者　廣瀬　喜人
1　決定年月日時　令和８年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１８１号
千葉県船橋市宮本２丁目14番29―101号
債務者　志農　祥希
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１９８号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1520番地６　ライオンズガーデン薬園台205号
債務者　大間明日香
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２１１号
千葉市中央区本千葉町６番９号　ウィルテラス千葉中央1206号
債務者　神田かおり
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係